

三鷹市スポーツ協会顕彰に関する内規

1 目的

社会体育振興並びに功績等の表彰推薦・表彰に関する内規を定める。

2 顕彰の対象

(1) 文部科学大臣表彰の推薦

- ① 文部科学大臣表彰規定に基づき推薦する。
- ② 日本スポーツ協会・日本中央競技団体・都知事・都教委・東京都スポーツ協会・都競技団体・市教委・三鷹市スポーツ協会等の表彰を受賞した者又は団体について精査し、推薦する。

(2) (公財) 日本スポーツ協会表彰の推薦

- ① 日本スポーツ協会表彰規定に基づく。
- ② 日本中央競技団体・東京都スポーツ協会・都スポーツ指導者競技会・都競技団体等の推薦による。

(3) 東京都知事表彰（東京都功労賞【スポーツ振興功労】）の推薦

- ① 東京都知事表彰規定に基づき推薦する。
- ② 日本スポーツ協会・日本中央競技団体・都教委・都競技団体・市教委・三鷹市スポーツ協会等の表彰を受賞した者または団体について精査し推薦する。

(4) 東京都スポーツ功労賞表彰（旧東京都教育委員会表彰）の推薦

- ① 東京都教育委員会表彰規定に基づき推薦する。
- ② 日本スポーツ協会・日本中央競技団体・都競技団体・市教委・三鷹市スポーツ協会等の表彰を受賞した者又は団体について精査し推薦する。
- ③ 創立後 50 周年を経た団体。

(5) (公財) 東京都スポーツ協会表彰の推薦

- ① 東京都スポーツ協会の個人・優良団体の表彰規定に基づき推薦する。
- ② 三鷹市スポーツ協会加盟団体の会長を原則とし、過去に表彰された同一団体の会長以外の会長でおおむね会長在籍 5 年以上の者とする。
- ③ 三鷹市スポーツ協会協加盟団体の会長で、三鷹市スポーツ協会の会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・理事・監査・評議員（の順位による）の役職にある者は、②に優先し羅列役職の順位による。
- ④ 会長の所属団体順位は、団体設立年月日順とする。

- ⑤優良団体については、設立年月日順とし、設立後5年以上経過した団体。
- ⑥広く地域の体育スポーツ振興に寄与している団体。
- ⑦加盟団体が一巡した場合は、設立順位に戻り前回表彰受賞後15年を経過した団体。
- ⑧設立後5年を経過し、表彰未受賞の団体は、⑦に優先する。

(6) 東京都市町村スポーツ協会連合会表彰の推薦

- ①東京都市町村スポーツ協会連合会の表彰規定に基づき推薦する。
- ②特別表彰：市町村連合会の役員在職年数基準による。
- ③三鷹市スポーツ協会推薦：三鷹市スポーツ協会の常任理事3期（6年）以上の役職にある者で、長期在任者を優先する。

(7) 三鷹市スポーツ協会表彰

- ①三鷹市スポーツ協会スポーツ功労者表彰規定（昭和43年10月10日制定）に基づき、連盟（協会）の会長から推薦書（第1号様式）により提出された功労者および団体について精査し、決定する。
- ②公的競技大会において三鷹市スポーツ協会から推薦の団体及び選手が3位以内に入賞した場合、その功績に対して表彰することができる。

(8) その他

上記以外の関係機関から推薦依頼があった場合は、その都度、基準に基づいて審議する。

附 則

- 1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 (6)三鷹市教育委員会表彰の推薦の全文を削除する。

附 則

- 1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。